

国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101(内線322・323・325)



就職・退職・進学・卒業などで国民健康保険について加入・脱退するとき

就職や退職、進学、卒業などにより、国民健康保険(以下「国保」)に加入や脱退する方は、手続きをする必要があります。

現在茅野市国保に加入している方

- 就職等で健康保険等に加入した場合や茅野市を転出した場合は、茅野市国保からの脱退手続きが必要となります。
- 就学のために他市区町村へ転出する場合は、引き続き茅野市で国保に加入することができます。転出の届け出の際に入学することがわかる書類・在学証明書または学生証の写し(両面)をご持参ください。

学生用の茅野市国保保険証をお持ちの方

- 卒業後、他市区町村に居住する場合は、茅野市国保からの脱退手続きが必要となります。卒業したことがわかる書類をご持参ください。
- 学生証の有効期限が令和6年3月までの方で、4月以降も引き続き学生の場合は、届け出が必要となります。4月以降の在学証明書または学生証の写し(両面)をご持参ください。

現在茅野市国保に加入していない方

- 退職等により、加入する健康保険等が無い場合は、茅野市国保への加入手続きが必要となります。

全ての届け出(申請)に共通して必要なもの

- 届け出をされる(窓口にお越しいただく)方の本人確認書類
 - ① 顔写真のついたもの場合は1点(運転免許証、マイナンバーカード、各種障害手帳、パスポートなど)
 - ② 顔写真のないもの場合は2点(保険証、診察券、通帳、キャッシュカード、年金手帳、学生証など)
- 国保について、加入する方や脱退する方、及び世帯主のマイナンバーのわかるもの
 - ・マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票など

国保の加入や脱退は自動的に切り替わりませんので、必ず手続き(届け出)をしてください。国保加入の届け出が遅れると、医療機関等の窓口で医療費を全額自己負担しなくてはいけなくなる場合があります。また、国保脱退の届け出が遅れると、国保税と健康保険等の保険料の二重払いが生じてしまう可能性があります。

変更の事由が生じてから、14日以内に高齢者・保険課国保年金係(1階7番窓口)に届け出をしてください。

国保の手続きでご不明な点については、高齢者・保険課 国保年金係へお問い合わせください。

国保被保険者の皆さんへ ～人間ドック受診には補助があります～

茅野市国保では、被保険者(35歳以上の方)の疾病予防と早期発見および健康増進のため、人間ドックの健診料金の一部を補助します。

※茅野市の特定健診(無料)を受けられた方は、国保人間ドック補助金は受けられませんのでご注意ください。

【対象者】

- ・人間ドック受診時に、茅野市国民健康保険に加入している35歳から74歳までの方
- ・国民健康保険税に滞納のない世帯の方

【補助額】

- ☆日帰りドック15,000円
- ☆1泊2日ドック30,000円

※補助は、年度内に1人1回までとなります。

【対象となるドック】

- ・特定健診の検査項目をすべて含む人間ドック

- ・脳ドック等の専門ドックのみの検査費用は補助の対象となりません。

【申請(手続き)に必要なもの】

- ・国民健康保険人間ドック補助金申請書兼請求書
- ・国民健康保険証
- ・人間ドックの領収書
- ・振込口座のわかるもの(預金通帳など)

【申請期間】

受診完了の翌日から1年間

※特定健康診査受診率の向上のため、人間ドック受診結果の提出にご協力ください。

※補助金申請書兼請求書は、高齢者・保険課(1階7番窓口)にありますので、お申し出ください。ホームページ(QRコード)からダウンロードできます。

